

指名委員会規程

2026 年 6 月 24 日改正

武 田 薬 品 工 業 株 式 会 社

指 名 委 員 会 規 程

第 1 条（目 的）

当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、任意の機関として指名委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- ②取締役会は、委員会の答申を尊重して、取締役候補者選任の基準・ルールを検討・策定・改善し、より客観性・合理性の高い基準に基づき、透明性の高いプロセスにより取締役候補者の選任を行う。

第 2 条（委員会の位置づけ）

委員会は、取締役会の諮問機関とする。

第 3 条（諮問事項）

取締役会は次の各号に掲げる事項について、原則として毎事業年度に委員会に諮問するものとし、各事業年度における諮問にあたり個別の取締役会決議を要しないものとする。

1. 取締役会の多様性および取締役のスキルに関する方針（スキルマトリックスの相当性含む）
 2. 取締役の選任・再選等に関する事項
 - ア. 選任・再選基準の相当性
 - イ. 社外取締役の独立性基準の相当性
 - ウ. 選任・再選基準および独立性基準に基づく候補者原案ならびに選任・再選プロセスの妥当性
 3. 社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーおよび取締役（社外取締役を除く）の後継者計画・運用状況（社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーが不測の事態により職務執行ができない緊急事態における対応を含む）
- ②取締役会は、前項のほか、取締役会が特に必要と認めた事項について、委員会に諮問することができる。

第 4 条（構 成）

委員会は、取締役会の決議によって指定する 3 名以上の取締役によって構成される。

- ②委員会の構成については次の各号を満たすものとする。
1. 全ての委員が社外取締役であること
 2. 委員の 1 名以上は監査等委員であること
- ③委員の任期は、指名の時から指名後直近の定時株主総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- ④委員長は、社内取締役等をオブザーバーとして委員会に参加させることができる。

第 5 条（開 催）

委員会は、毎事業年度に 2 回以上開催する。

第 6 条（招 集）

委員会は、委員長が招集する。

- ②委員長以外の委員は、委員長に対し、委員会の招集を請求することができる。

第 7 条（通 知）

委員長は、委員会を招集するにあたり、各委員に対し会日より前に、その通知を発するものとする。

第 8 条（議 長）

委員会の議長は、委員長がこれにあたる。なお、委員長に事故があるときは、委員会においてあらかじめ定める順序により他の委員がこれにあたる。

第 9 条 (審 議)

委員会を開催するには、過半数の委員が出席しなければならない。

- ②委員会は、必要に応じて、委員以外の者をアドバイザーとして出席させ、その報告と意見を聞くこと、また知識習得の機会を得ることができる。
- ③委員会が当社の役職員に対して委員会への出席を求めたときは、その役職員は正当な理由がない限りこれを拒むことができない。
- ④前 2 項の規定により委員会に出席する者は、委員会に対し、委員会が求めた事項について説明しなければならない。
- ⑤特定の審議に利害関係を有する委員は当該審議に参加してはならない。
- ⑥委員は、委員会で知り得た情報を機密として適切に取扱い、第三者に開示・漏洩してはならないものとする。

第 10 条 (答 申)

委員会による意思決定は、諮問事項に関して総合的な審議を尽くした後に、議長が行うことを原則とする。

第 11 条 (記 録)

委員会の決定内容は、これを記録し、グローバル本社において 10 年間保管する。

第 12 条 (事務局)

委員会に関する次の事項は、委員会の事務局において処理する。

- 1. 答申案の起案その他委員会の事務に関する事項
- 2. 委員会議事録の作成および保管
- 3. 前各号のほか、委員会の運営補助に関する事項

第 13 条 (報 告)

委員長は、第 3 条に基づく諮問に関する答申につき、すみやかに取締役会に報告するものとする。

- ②委員長は、第 3 条に基づく諮問に関する委員会の議事の経過をとりまとめ随時取締役会に報告するものとする。

第 14 条 (他機関との情報交換等)

委員会は、取締役の業績評価の相当性について適切に判断することを目的に、必要に応じて、報酬委員会との間で情報交換を行うものとする。

- ②委員会は、委員会の実効性について、毎年、自ら評価し、また 3 年に一度以上、第三者の評価を受け、それぞれの結果につき、取締役会に報告するものとする。

第 15 条 (改 廃)

本規程の改廃は、委員会の審議を経て、取締役会決議によって行うものとする。

取締役会の多様性および取締役のスキルに関する方針

取締役会は事業内容に応じた規模とし、備えるべき専門分野等のバランス、および国際性の面を含む多様性を考慮した構成とする。

1. 取締役会の多様性について

性別、年齢、職歴、人種、民族性、文化的背景などの要素を含む多様性を考慮するものとする。
なお、独立社外取締役（なお、社外取締役の独立性基準は別途定める）は、他社での経営経験を有する者を含めるとともに、取締役会全体の過半数の員数を選任する。

2. 取締役のスキルについて

取締役が備えるべき専門分野等は、別途定める。